

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

財産名称	所在地	設置箇所	台数	貸付面積
松山市北条斎場 貴船苑	松山市安岡乙 1 1 - 2	待合ロビー北側	1 台	1,200mm×800mm= 0.96 m ² 程度

※設置箇所については、別紙を参照のこと。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、令和13年3月31日までは、自動販売機の必要性及び利用状況並びに設置事業者の管理運営状況等を勘案して、支障がないと市長が判断する場合は毎年度更新するものとする。その後は、更新なし。

※貸付期間の始期については、別途相談に応じる。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ

おおよそW1,200mm×D800mm×H2,000mm以内

(2) 外観

故人との別れの間である「斎場」への設置であることに配慮したデザインとする。（白などを基調とした落ち着いた意匠を想定する。）

(3) 環境対策

①省エネ 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

（最寄りコンセントの定格電圧：125ボルト／15アンペア）

②ノンフロン 二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(4) 安全対策

①転倒防止 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5)使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置 原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置する。

②回収ボックスの規格

ア素材 プラスチック製又は金属製とする。

イ容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収用容積とする。

ウその他 缶、ビン、ペットボトル等容器の素材別に回収できるものとし、収用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。また、回収ボックス内の使用済み容器は設置者において回収するものとする。

③使用済み容器の処理 容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(6)自動販売機の設置及び管理運営

①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努める他、故障時には即時対応する。

④商品の補充及び使用済み容器の回収は、「友引」を除く、午前8時30分から午前9時30分または、午後4時00分から午後5時00分の間に行うものとする。ただし、実施事業の都合により変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

※「友引」は休場日のため、正面ゲートを施錠している。

4 販売商品の種類等

(1)種類 酒類を除く飲料とする。

(2)価格 標準販売価格(定価)以下とする。

(3)容器 ペーパーカップは不可とする。(紙パック可)

5 使用料

自動販売機の設置に伴う松山市行政財産の目的外使用許可に係る料金で行政財産の使用料徴収条例の規定に基づき算定したものとする。

6 売上手数料

当該自動販売機の総売上金額に、落札割合を乗じた金額とする。（1円未満の端数は切り捨てる。）

7 電気料

設置者が自ら設置したメーター（計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用料に基づき、算出した額とする。

8 費用負担

- (1)自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2)電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては、松山市担当職員の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して松山市担当職員の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

松山市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1)松山市の責に帰することが明らかな場合を除き、松山市はその責を負わない。
- (2)設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は棄損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。